

# 仕 様 書

## 1. 件 名

大阪運輸支局他で使用する電気

Electricity to use in Osaka Transport Branch Office and others

## 2. 概 要

- (1) 需要場所 別紙1のとおり
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所・検査場）

## 3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、発電設備、契約受電設備等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 計量電圧 6,000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電

カ 蓄熱設備（奈良運輸支局（庁舎）・奈良運輸支局（検査場）・滋賀運輸支局）

- ① 蓄熱設備容量 別紙1のとおり
- ② 蓄熱専用計量装置の有無、計量装置電圧及び損失率並びに控除率 別紙1のとおり
- ※ 蓄熱設備を有していることについて、供給者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、蓄熱専用計量が可能な状態を維持するものとする。

キ 発電設備 別紙2のとおり

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 別紙1のとおり（令和8年4月現在）  
ただし、契約時においては、原則として各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。入札時においては、別紙1 予定契約電力にて価格を算定すること。
- イ 予定使用電力量 別紙1のとおり（月別の明細は別紙3のとおり）  
直近同月の使用実績を基に算出したもので、保証するものではない。入札時においては、別紙3の予定使用電力量にて各月の価格を算定すること。
- ウ 予定蓄熱電力量 別紙1のとおり（月別の明細は別紙3のとおり）  
過去の実績を基に算出したもので、保証するものではない。

- (3) 使用期間

自 令和8年10月1日0時 至 令和9年3月31日24時

(4) 電力量の検針（令和8年4月時点での検針日は別紙1のとおり）

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
計量器	電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点 別紙1のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点 別紙1のとおり

(7) 保安上の責任分界点 別紙1のとおり

4. その他

(1) 契約期間における予定力率は、100%とする。

なお、入札時においては、力率100%にて価格算定すること。

(2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電気量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、近畿管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気供給条件）によるものとする。ただし、それによることが困難である場合、供給者は事前に受給者と協議するものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を考慮しないものとする。

(3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。

(4) 非常用自家発電設備を有していない。

(5) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。

また、その環境価値について、近畿運輸局（以下、甲とする）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

(6) 再生可能エネルギー比率等の条件を満たすことの証明

契約事業者（以下、乙とする）は、入札参加申請時に提出する「特定電源割当計画書」の他、契約年度末の翌月末日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を甲に送付すること。また、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては証書の写しを、別紙4又はこれに準じた様式を提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出することとする。

(7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 電気料金の請求は次のとおりとする。
- ア 請求はその月の請求金額を取りまとめた後、当方が指定する金額にて分割し以下に請求する。
- ・支出負担行為担当官 近畿運輸局長
  - ・独立行政法人自動車技術総合機構 近畿検査部長
- イ その他当方が指定した者にかかる請求については、落札者と協議のうえ決定するものとする。
- (9) 検針日が令和8年4月時点で拠点ごとに異なるが、やむを得ない場合を除き、毎月1日付に変更するよう各種手続きを実施すること。なお、やむを得ず検針日が毎月1日に変更できない場合の使用期間、請求方法等については、可能な限り仕様書に沿った上で別途協議する。
- (10) 詳細については近畿運輸局総務部会計課(電話 06-6949-6406)の指示によるものとする。



## 発電設備明細書(系統関係のみ)

官 署 名	所 在 地	発電方式	用途	定格出力 (kW)	系統関係の有無
大阪運輸支局(庁舎)	寝屋川市高宮栄町12-1	太陽光	常用	5.0	有
大阪運輸支局(検査場)	寝屋川市高宮栄町12-1	太陽光	常用	5.0	有
なにわ自動車検査登録事務所	大阪市住之江区南港東3-1-14	太陽光	常用	10.0	有
奈良運輸支局(庁舎)	大和郡山市額田部北町981-2	太陽光	常用	5.0	有

## 月別 予定使用電力量

(単位 : kWh)

官 署 名	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大阪運輸支局(庁舎)	17,813	11,602	12,573	12,920	12,000	13,156	80,064
大阪運輸支局(検査場)	11,032	8,495	11,805	13,009	11,587	10,652	66,580
なにわ自動車検査登録事務所	13,357	9,818	13,546	15,598	13,948	13,646	79,913
和泉自動車検査登録事務所	19,644	15,922	23,095	25,724	22,709	21,172	128,266
京都運輸支局	24,644	15,149	19,598	20,688	17,882	19,236	117,197
京都南自動車検査場	6,828	5,526	7,352	9,198	7,509	7,077	43,490
奈良運輸支局(庁舎)	16,608	10,668	13,362	16,932	12,794	11,998	82,362
奈良運輸支局(検査場)	10,292	8,566	11,740	11,526	10,512	11,176	63,812
滋賀運輸支局	11,660	10,155	15,858	18,321	16,637	16,199	88,830
和歌山運輸支局	10,496	8,439	13,228	15,384	13,063	12,318	72,928
						合計	823,442

## 月別 予定蓄熱電力量

(単位 : kWh)

官 署 名	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
奈良運輸支局(庁舎)	422	158	150	80	78	193	1,081
奈良運輸支局(検査場)	1,030	90	110	310	180	160	1,880
滋賀運輸支局	130	174	523	554	345	427	2,153
						合計	5,114

月別 使用実績

(単位:kWh)

官 署 名		R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	計
大阪運輸支局(庁舎)	契約電力	66	66	66	66	66	66	
	最大電力	60	48	46	48	49	44	
	使用量	17,813	11,602	12,573	12,920	12,000	13,156	80,064
大阪運輸支局(検査場)	契約電力	92	92	92	92	92	92	
	最大電力	74	61	79	81	81	71	
	使用量	11,032	8,495	11,805	13,009	11,587	10,652	66,580
なにわ自動車検査登録事務所	契約電力	102	102	102	102	102	102	
	最大電力	78	44	58	68	73	61	
	使用量	13,357	9,818	13,546	15,598	13,948	13,646	79,913
和泉自動車検査登録事務所	契約電力	148	148	148	148	148	148	
	最大電力	104	98	113	122	131	111	
	使用量	19,644	15,922	23,095	25,724	22,709	21,172	128,266
京都運輸支局	契約電力	119	119	119	119	119	119	
	最大電力	102	71	75	83	81	75	
	使用量	24,644	15,149	19,598	20,688	17,882	19,236	117,197
京都南自動車検査場	契約電力	59	59	59	59	59	59	
	最大電力	37	40	50	53	54	48	
	使用量	6,828	5,526	7,352	9,198	7,509	7,077	43,490
奈良運輸支局(庁舎)	契約電力	87	87	87	87	87	87	
	最大電力	74	73	75	79	77	75	
	使用量	16,608	10,668	13,362	16,932	12,794	11,998	82,362
奈良運輸支局(検査場)	契約電力	70	70	70	70	70	70	
	最大電力	44	52	59	55	58	59	
	使用量	10,292	8,566	11,740	11,526	10,512	11,176	63,812
滋賀運輸支局	契約電力	94	94	94	94	96	96	
	最大電力	50	70	83	94	96	83	
	使用量	11,660	10,155	15,858	18,321	16,637	16,199	88,830
和歌山運輸支局	契約電力	114	114	114	114	114	114	
	最大電力	58	62	79	83	79	75	
	使用量	10,496	8,439	13,228	15,384	13,063	12,318	72,928

**【記載例】**

令和〇年〇月〇日

**特 定 電 源 割 当 証 明 書**

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電力情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

需要施設名 〇〇〇〇

需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇

契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

**【記載例】**

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】							
供給電力量 (kWh)【B】							
再エネ比率 (%)【A/B】							

**【記載例】****【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳****1 再エネ電気**

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

**2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のものも記載)**

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
		合計(kWh)			
		総計(Kwh)			